

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

平成 2 9 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 3 号)

和 東 町 議 会

平成 2 9 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 3 号 ）

招 集 年 月 日 平 成 2 9 年 3 月 2 4 日 （ 金 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 後 1 時 3 0 分

 閉 議 午 後 2 時 2 1 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

1 番	竹	内	き	み	代	2 番	藤	井	清	隆
3 番	村	山	一		彦	4 番	吉	田	哲	也
5 番	井	上	武	津	男	6 番	岡	田	泰	正
7 番	岡	本	正		意	8 番	小	西		啓
9 番	岡	田			勇					

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

1 0 番 畑 武 志

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	中	嶋	浩	喜
地方創生担当課長	草	水	清	美			
地域力推進課長	古	田	良	明			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	岡	田	博	之			
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	山	本	千	代	美		

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	2	番	藤	井	清	隆					
							3	番	村	山	一	彦					

議事日程（第 3 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 発委第 1 号 京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置する
ることを求める意見書

日程第 3 発議第 1 号 「共謀罪」の法制化に反対する意見書

日程第 4 発議第 2 号 国際基準を踏まえた実効性のある労働時間規制を求める
意見書

日程第 5 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午後 1 時 3 0 分開会

○副議長（竹内きみ代君）

皆さん、本日はご苦労さまです。

畑議長が体調不良のため、議事の進行は副議長の私、竹内が進行させていただきます。

ただいまから、平成 2 9 年和束町議会第 1 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

畑 武志議員から欠席の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、2 番、藤井清隆議員、3 番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、発委第 1 号 京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

議会運営委員長、岡田泰正議員。

○議会運営委員会委員長（岡田泰正君）

それでは、提案理由のほうから再度申し上げます。

発議第 1 号、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書の提案理由を申し上げます。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付で、京都弁護士会会長より京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書の採択についての陳情が提出されました。

京都弁護士会では、2 0 0 8 年に京都府南部地域における地方・家庭裁判所支部設置推進本部を設置され、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置するた

め活動が続けておられます。京都市以南の京都府南部地域は京都府全体の約 21%に当たる約 56 万人という人口を抱えていますが、裁判所は、扱える事件に限定のある簡易裁判所しかありません。このため、訴額が 140 万円を超える民事訴訟事件や破産事件等は京都市の京都地方裁判所まで行かなくてはなりません。地方・家庭裁判所へのアクセスは容易でなく、南部地域の住民は、主要アクセスの面から見ると、憲法で保障された裁判を受ける権利を十分享受できていません。

よって、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置していただけるよう本意見書を提出いたします。

それでは、別紙意見書を読み上げまして提案をさせていただきます。

発委第 1 号

京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定に基づき提出します。

平成 29 年 3 月 24 日

提出者 議会運営委員会委員長 岡田泰正

和束町議会議長 畑 武志 様

京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書

現在、京都市より南に位置する宇治簡易裁判所及び木津簡易裁判所管轄地域（以下、京都府南部地域という）は、約 56 万人という京都府全体の約 21%に当たる人口を抱えているが、同地域には、地方裁判所及び家庭裁判所の支部はなく、扱える事件に限定のある簡易裁判所しかない。このため、訴額が 140 万円を超える民事訴訟事件や民事執行事件、保全事件、破産・再生事件等は、京都市内にある京都地方裁判所本庁で行う必要があり、また、家事調停・審判事件、人事訴訟事件、少年保護事件等も京都市内にある京都家庭裁判所本庁で行われている。

京都府南部地域には、京田辺市、木津川市、精華町等、人口増加が続いている地域が存在する。他方で高齢化が進み、移動手段を公共交通機関に頼らざるを得ない住民がふえ続けている地域も少なくない。そうであるにもかかわらず、この地域から現在の管轄裁判所である京都地方裁判所本庁や京都家庭裁判所本庁へのアクセスは、公共交通機関の便数が少ないこともあり、大変厳しいものとなっている。これは京都府南部地域が司法基盤の人的・物的両面において不十分・未整備のまま放置されていることを示していると言わざるを得ない。

しかしながら、居住する地域にかかわらず、国民には、ひとしく裁判を受ける権利（憲法第32条）が保障されるべきである。和束町の住民の裁判を受ける権利を十分なものとするために、速やかに京都地方裁判所及び京都家庭裁判所の支部が設置されなければならない。

よって、国会及び関係諸機関に対し、京都府南部地域に地方裁判所支部及び家庭裁判所支部を設置することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月24日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

法務大臣 金田 勝年 様

財務大臣 麻生 太郎 様

京都府相楽郡和束町議会

○副議長（竹内きみ代君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第1号 京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第1号 京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第1号 「共謀罪」の法制化に反対する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

発議第1号の提案理由を申し上げます。

政府は、テロ等「テロ等防止」の名のもとに、過去3回国会で廃案にされている「共謀罪」法案の成立を進めておりますが、意見書案にもあるように、この法案は、刑法の原則も憲法が規定する基本的人権も踏みにじるものです。警察、捜査機関の恣意的な判断で幾らでも監視や処罰の対象を拡大し、個人の内心にまで土足で踏み込むような法律の成立は到底許されません。人権尊重を掲げる本町のまちづくりの方向性とも逆行するものであり、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第1号

「共謀罪」の法制化に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成 29 年 3 月 24 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

「共謀罪」の法制化に反対する意見書

共謀罪は、まだ起きていない「犯罪」について、2人以上で話し合い「合意する」ことが犯罪に問われるものです。これは実際に起きた犯罪行為を罰するとした日本の刑法の大原則を踏みにじるだけでなく、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とした憲法19条に反する内容です。

過去3回の国会で廃案になった共謀罪法案を、今回、安倍政権は「テロ等準備罪」と名称を変え、一般人は対象にならないかのように説明しています。その根拠は、取り締まる対象は「組織的犯罪集団」に限るということでしたが、この間法務省は「正当に活動する団体」でも「犯罪を行う団体に一変したと認められる場合」は処罰対象になるとの見解を示しました。その判断は捜査機関が行うもので、捜査機関の裁量や解釈で幾らでも対象は拡大する恐れがあり、一般人は対象にならない歯どめはどこにもありません。

テロ対策に必要なとの根拠とされる「国際組織犯罪防止（TOC）条約」締結のためとの理由も、そもそもTOC条約がテロ対策を念頭にしておらず、既に破綻しています。それは法案原案にも当初は「テロ」の文言さえなかったことでも明らかです。

テロ対策や東京五輪を引き合いに出し、刑法の原則も憲法の基本的人権も踏みにじる共謀罪の法制化を進めることに何の道理もありません。国民監視の強化と、自由に物が言えない社会へとつながる共謀罪の法制化はきっぱり断念すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 24 日

衆 議 院 議 長 大島 理森 様

参 議 院 議 長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

法務大臣 金田 勝年 様

京都府相楽郡和束町議会

○副議長（竹内きみ代君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

発議第1号、「共謀罪」の法制化に反対する意見書について賛成討論を行います。

共謀罪の一番の問題は、実際に起きた犯罪行為ではなく、起きていない犯罪について相談し、合意しただけで犯罪に問えることであり、しかも、その判断は警察など捜査機関が行うという点です。

人の心の中は誰にもわからないゆえに、それを立証するために捜査機関の邪推や決めつけが入り込み、冤罪がふえる恐れがあるとともに、捜査方法として電話やSNSの盗聴なども可能となります。

昨年夏の参院選挙での隠しカメラによる事務所盗撮や先日、違法と断定された令状なしのGPS捜査など、今でも違法、無法な監視や捜査がされてきており、そのような違法行為にお墨つきを与えることにもなります。

この間、政府や与党は、対象を限定しているとか、一般の人は対象にならないなどと言っておりますが、国会審議の中で、そのごまかしが次々と明らかになっています。例えば、「組織的犯罪集団」の定義も、テロ組織、暴力団、麻薬密売組織などを挙げ

ていますが、「それ以外のものも含まれる」と答えており、限定はありません。また、何がテロ組織かの定義もなく、何が犯罪集団かの判断や認定はあくまで捜査機関によるもので、幾らでも都合よく拡大解釈できます。また、法制化の理由としてよく使われるのが、「国際組織犯罪防止条約」締結に必要だという点で、このままでは東京オリンピック・パラリンピックも開催できないとまで言われます。しかし、実際は、「共謀罪」がなくても条約締結は可能であり、そもそもこの条約はマフィア関連の犯罪防止が目的で、テロ対策のための条約ではなく、法制化の根拠になりません。テロ対策のために必要との理由も破綻しております。それは当初の法案にはテロという言葉もなかったことにもあらわれております。

日本は、テロ防止のための国際条約を既に13本締結し、対策を行っています。さらに日本の刑法でも、殺人予備罪や内乱予備陰謀罪など、テロで想定される多くの重大犯罪の実行以前から取り締まる制度が整備されており、共謀罪は全く必要ありません。

以上のことから、共謀罪法案が、刑法の原則上も憲法の基本的人権の原則上も許されず、さまざまな面からも全く必要性のないものであることは明らかです。共謀罪の真の目的は、犯罪防止にあるのではなく、国民の監視強化と思想信条や内心の自由など基本的人権の形骸化にこそあります。現代版「治安維持法」とも称されるほどの、時代錯誤の共謀罪の法制化は絶対に許されないことを申し上げて賛成討論といたします。

○副議長（竹内きみ代君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第1号 「共謀罪」の法制化に反対する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第1号 「共謀罪」の法制化に反対する意見書は否決されました。

日程第4、発議第2号 国際基準を踏まえた実効性のある労働時間規制を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

発議第2号の提案理由を申し上げます。

電通での悲惨な過労自殺事件は、改めて日本の労働現場の違法、無法状態の深刻さを浮き彫りにし、その是正の緊急性を訴えるものとなりました。このような事件、ケースはまさに氷山の一角にすぎず、誰もがいつ当事者となり、犠牲者となるかわからない危険性があります。

政府は「働き方改革」のかけ声のもと、残業時間など労働時間の法による規制を進めるとしてありますが、その内容は早くも「骨抜き」となる危険性が高くなってきており、「過労死」を合法化することにもなりかねません。「働き方改革」を「働かせ方の改悪」にさせず、働き過ぎで命を落とし、健康を害するようなことのない人間らしい働くルールを今こそ確立することが求められるとの観点から、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第2号

国際基準を踏まえた実効性のある労働時間規制を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成29年3月24日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

国際基準を踏まえた実効性のある労働時間規制を求める意見書

電通社員の過労自殺など悲惨な過労死事件を引き起こす長時間労働の規制は緊急の課題となっています。ところが、安倍政権が進める働き方改革は、長時間労働の規制や是正に逆行する内容となっています。

厚生労働大臣告示では、病気が発症する可能性が高まるとして、残業時間を月４５時間、年３６０時間までと定めていますが、政府は「大臣告示」の２倍となる年７２０時、月の上限も１００時まで認める方向を示しています。これでは過労死ラインを容認し、合法化することになりかねず、「大臣告示」を骨抜きにするものであり、到底認められません。

政府が適切な労働時間規制ができない背景には、国際労働基準を全く踏まえていないことがあります。労働時間に関する有効なＩＬＯ条約は、工業分野での労働時間を１日８時間・週４８時間に制限する条約を初め１８本存在しますが、日本は一つも批准していません。このような世界の流れに逆行し続ける政府の姿勢が長時間労働を温存し、過労死を生む構造を改善できない要因になっています。

政府におかれては、国際基準を踏まえた実効性のある労働時間規制を今こそ確立し、二度と悲惨な過労死、過労自殺等を生まないために責任を持って取り組むよう求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２９年３月２４日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

京都府相楽郡和束町議会

○副議長（竹内きみ代君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

賛成ですか。

岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

発議第 2 号の国際基準を踏まえた実効性のある労働時間規制を求める意見書について賛成討論を行います。

この間、残業時間の上限等を議論してきた「働き方改革実現会議」は、残業時間を「月 4 5 時間、年 3 6 0 時間」を原則としつつ、「繁忙期」には「月 1 0 0 時間、年 7 2 0 時間」まで認めるなど、既に「抜け穴」が用意されています。

これに加え、この 1 7 日に了承された残業時間の上限規制案では、「年 7 2 0 時間」とする上限に「休日労働を含まないという」、さらに大きな「抜け穴」がつくられようとしていることが明らかになっております。これを適用すると 1 2 カ月連続で「過労死ライン」である月 8 0 時間、年 9 6 0 時間までの残業が可能になり、まさに「過労死の合法化」となります。

電通での過労自殺事件を初め、働き過ぎ、働かせ過ぎによる死亡や健康被害がなぜ繰り返されるのか、なぜ悲惨なケースが繰り返されても、抜け穴をつくるような中途半端な方向性しか打ち出せないのか。それは、日本特有の「文化」でも慣習でもなく、政府が、世界では当たり前になっている労働のルール、基準を無視し、適用していないことから来るものであります。

意見書でも指摘しているように、労働時間に関する有効な I L O（国際労働機関）条約は、工業分野における労働時間を 1 日 8 時間・週 4 8 時間に制限する第 1 号条約

を初め、最低 3 労働週の年休を保障する年次有給休暇条約、パート労働者に均等待遇を保障するパートタイム労働条約など 18 本ありますが、日本政府は一つも批准しておりません。いわゆる「先進国」で批准ゼロは日本とアメリカだけです。

政府は、この問題について「三六協定で上限を定めることができる」などを理由に批准に消極的な態度をとっていますが、本来は、国際基準を明確化した条約を批准して国内法を整備するのが道理であり、全くの逆立ちだと言えます。

「働き方改革」と言うのであれば、国際基準を踏まえた改革こそやるべきであり、最低でも政府みずから「大臣告示」として定めた「月 45 時間、年 360 時間」を法定化するとともに、勤務から次の勤務までの間に連続 11 時間の休息時間を設ける「インターバル規制」の整備などが必要と考えます。

「死ぬまで働く、働かせる」ことを是とし、合法化するような「働き方改革」などもってのほかであり、国際基準を踏まえた、人間らしく働き、生活できるルールづくりを強く求めまして賛成討論いたします。

○副議長（竹内きみ代君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第 2 号 国際基準を踏まえた実効性のある労働時間規制を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第 2 号 国際基準を踏まえた実効性のある労働時間規制を求める意見書は、否決されました。

ただいまから暫時休憩します。

休憩（午後 1 時 57 分～午後 2 時 15 分）

○副議長（竹内きみ代君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第５、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付されました事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

平成２９年第１回和束町定例議会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、本議会におきまして提案をさせていただいた全議案について原案どおりご承認をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、この議会を通じて本当に活発な討議をできましたことは、非常に、私に、この議会は任期の最後の議会でありました。それだけに印象が強く残る議会でもありました。

思い返しますと、皆さん方と一緒にまちづくりを進めてきたわけで、年輪のごとく1年1年元気になり、また安定したまちづくりの推進に努められたことも、これも議員の皆さん方のご協力があったことだと、改めて感謝するところであります。

今、京都府の予算を見てみますと、近く発表されると思いますが、まず、住民の長年の願いでもありました宇治木屋線の犬打峠のトンネル化事業着手の予算が組まれておる。それと、お茶の京都が京都府初め近隣市町村と連携して取り組んでいくと、こういった予算もあるわけであります。

改めて、この相楽東部にありますと、京都府と各3町村が一緒になって相楽東部未来づくりセンターをつくろうということも決定いたしております。

このように、これからの和束町は非常に大きく変わろうとしているわけであります。どうかそういう中で、議員各位の今後もご協力とご尽力を賜りたいと、このように思うところであります。

私も、でき得れば、皆さん方ともう一度こうして議会に出て一緒に頑張りたいと、この決意はこの開会のときに申し上げさせていただいたとおりであります。どうか議員におかれましても、これから大事なときであります。こういうときこそ皆さんが一致協力して行政と議会が両輪のごとく和束町のまちづくりの発展のために取り組んでいただくことは非常に大事なことだというように思います。その意味におきましても、皆さん方におかれましては、一層ご精進をいただいて、そして議員活動に頑張ってくださいといたしますか、それにまたご努力いただくということで、本当にお願ひしたいことでもありますし、また、そうした皆さん方のご活躍を祈念させていただきたいと、このように思うところであります。

改めて、任期中、議員から賜りましてご厚情にお礼を申し上げながら、今回の定例会を閉じるに当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○副議長（竹内きみ代君）

これもちまして、平成 29 年和束町議会第 1 回定例会を閉会いたします。

本日は、ご苦労さまでございました。

午後 2 時 21 分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 29 年 3 月 31 日

和束町議会副議長 竹 内 きみ代

署名者 和束町議会議員 藤 井 清 隆

〃 和束町議会議員 村 山 一 彦